

Title	明治初期新聞の「公議」：『新聞雑誌』・地方新聞の発刊と投書
Sub Title	
Author	寺島, 宏貴(Terashima, Hiroataka)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2019
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.35, (2018.), p.99- 141
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20180000-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治初期新聞の「公議」

——『新聞雑誌』・地方新聞の発刊と投書——

寺 島 宏 貴

はじめに

本稿は、明治四年（一八七二）から六年（一八七三）の間、政府によって社会の啓蒙を託された新聞に伴った言論機能に関して同時期の民間紙ことに『新聞雑誌』、及び地方新聞とその投書から検討するものである。

明治初期の新聞メディアは社会の「公議（公論）」慣習に支えられた。⁽¹⁾ 三谷博は同時期の社会で、この慣習は「新聞やパンフレットが公刊され、公開の演説会も始まって、政治に関する議論が公開された場で不特定多数に向かって語りかけられ」た様子に表れたと指摘している。⁽²⁾ また「政府の内部にも、民間の議論、「公論」

を尊重することが、国家の発展に不可欠かつ有効との認識」がある一方で、「政府の外では、政争に敗れた官僚や新たに登場した平民上層が……西洋渡来の新聞というマス・メディアを利用して、対抗的な「公議」空間を組織」するようになったという。⁽³⁾

かつて筆者は明治初年の新聞に関して、①戊辰戦争期の慶応四年（一八六八、明治元年）に出現した『中外新聞』を始めとする民間紙が戦況報道、また徳川慶喜や松平容保に対する寛典処分を要求する建白書の掲載といった記事形式を通じて官軍への対抗輿論を形成するも、真偽不明の記事で社会を惑わせたとして約四ヶ月で発禁となった一方、政府もまた民間紙を発行して「実説」の名をもって巷の虚説を否定する対抗策を講じたこと、②翌明治二年（一八六九）に官許を得て再刊した各紙が同三年（一八七〇）にかけて、戊辰戦時の新聞と同様の記事形式によって、官に近接して政治を論評する「公議」の機能を持ったことを明らかにした。⁽⁴⁾ しかしいずれの新聞も短命に終わり、残ったのは三年一二月に創刊した居留地の『横浜毎日新聞』はじめ、ごく少数のメディアであった。

さて翌明治四年（一八七二）五月、政府首脳であった木戸孝允の肝煎りで『新聞雑誌』が民間から発行された。これ以後、同誌に象徴される政府の新聞政策に対応する形で、各地では府県の支援によって新聞が創刊され、地方新聞が成立してゆく。

これらの紙面を大きく占めたのが投書である。日本の新聞投書についてはその起源が問われ、明治初年さらには幕末に遡って「投書」が発掘された。⁽⁵⁾ また山本武利は、明治初期の新聞は読者数が少なく、その層も薄いがため読者の意見は投書を通じ新聞に反映されたという。意見は「敏感に一般読者にフィードバックされ、読者の内に連鎖的な反応をおこし」、⁽⁶⁾ 読者と新聞に一体性が見られたとする。

さらに投書を担った読者層に關しても、明治零年代から一〇年代までの動向が土屋礼子によって明らかにされた。土屋は、明治七年（一八七四）から一九年（一八八六）の総ふりがな付新聞（小新聞）の投書件数、投書者数を算定するとともに、投書者の社会階層・年齢構成を分析した。⁽⁷⁾ 小新聞の紙面では、武士・職人・幕臣・下層町民・商人と様々な出身階層の投書家が意見を載せている。土屋によると、彼らは例えば新聞編集室や書画会を舞台に交遊し、投書欄にはサロンの雰囲気もたらされたという。

しかし、既存の研究では投書の量的分析が主であり、投書の奨励・掲載さらには言論機能といった全体が不明確であった。また投書の性格を明らかにするには、その新聞紙面での位置付け、かつ政府のメディア政策との関わりから捉えなくてはならない。実際の投書はどのような問題を扱うことができ、いかに言論を展開していったのか。戊辰戦時を含む明治草創期の新聞投書は、読者による新聞への情報提供の役割を担い、直接読者がメディアに対して意見を述べるスタイルのものではなかった。ところが明治四年以後、新聞を読んだ読者が編集局に意見を書き送る慣習が定着する一方、紙面では多様な事柄をめぐって投書者同士で議論が生じ、さらに投書欄が成立する。

そうしたメディア状況は、明治七年正月に民選議院設立建白書が『日新真事誌』に掲載されて以降、当時のあらゆる新聞が加わって巻き起こった民選議院論争という、官の政治を直接的に題材とした論議の前段階に位置付けはらずである。⁽⁸⁾ この論争以前の新聞は、いかなる程度まで政治的議論のメディアたり得たのであろうか。

以上の展望に立ち、まず本稿の一では先述した『新聞雑誌』の発刊とそれを指揮した木戸孝允の新聞観、また同誌の地方への配布について順次検討したうえで、同誌の記事と掲載手法を紙面から探りたい。

二・三では、これに次いで続々と発刊された地方新聞に視点を移す。ここでは地方新聞の緒言や読者への報

知記事を取り上げ、新聞が投書を盛んに募ったこと、さらに投書の掲載方法、また新聞側での投書の取捨選択に関して考察する。

「四では、投書にみられる「官」の扱いを軸に、その言論を検討する。その際、投書以外の記事も適宜参照したい。

ところで、本稿の対象時期には郵便法（明治四年一月）・郵便制度施行（同三月）、東京―大阪間の電信開通（明治五年（一八七二）四月）、新橋―横浜間の鉄道開通（同九月）といったコミュニケーション手段の革新が起こっている。この背景に絡んで社会の様々な開化相、また不開化とみなされた事象を報じた記事が紙面を多く飾り、また開化論と反開化論とが紙面で共存することもあった。そのような論争的体質を備えた紙面、すなわち雑多な話題を扱う報道・投書が夥しく載り、投書者同士のコミュニケーションが前触れなく、また間断なく生ずる「公議」の紙面は一体いかにして形作られていたのであろうか。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾

一 政府による新聞勸奨——『新聞雑誌』と地方新聞——

（一）『新聞雑誌』の創刊事情

明治初期の政府は新聞を、全国に政策を浸透させ、民を開化に導くツールとして認識した。しかし一方で、新聞はその流通量と購読者数とが限られたために、到底日本全国の読者に行き渡っていたわけではない。

政府参議の職にあった木戸孝允は新聞の必要性を認識しており、明治四年（一八七二）五月には木戸の出資

によって『新聞雜誌』——後の『あけほの』（明治八年一月二日初刊のB5判日刊紙）、およびそれを再改題した『東京曙新聞』（同八年六月二日初刊）——が創刊された。その大きな目的は、情報の流通による国内統合と開化（近代化）を推進し、広い意味で明治政府を下支えすることにあつた。⁽¹¹⁾

木戸がどのようなメディアを目指したかに留意し、『新聞雜誌』の発刊経緯を辿っておこう。同誌の版元は東京小川町の日新堂である。⁽¹²⁾ 誌名は、様々な新聞（ニュース）を集め記していることを意味する。⁽¹³⁾ あとで引くように、木戸は書翰のなかで発行母体を「新聞局」という用語で表し、また日新堂も「新聞紙局」を名乗る。⁽¹⁴⁾ 『新聞雜誌』の編集・発行には木戸をはじめ主任の山県篤藏、また長茨（三州）や島地黙雷、杉山孝敏、西島清浦が携わつた。判型は半紙二つ折、表紙ともに八〇九丁で構成された。

木戸は明治二年六月の版籍奉還後、兵制改革や政府の集権化策が思うように進まぬ事態を危惧した。明治三年七月、英国より帰国した森寺常徳から「西洋の新聞」のことを聞かされた木戸は、⁽¹⁵⁾ 全国を開化に誘うべく新聞発行を画策する。

品川弥次郎宛の書簡で、木戸は次のように記している。

……兼て御断申候事も有之候歟と相考へ申候が、愚案に一之新聞局を相開かせ度、内国之事は元より外国之事も尽我人民之心得に相成候様之事は総て記載させ、偏国偏藩に至るまで流布仕候様いたし候へは、自然と人民誘導之一端とも相成可申候。……此新聞局にても政府より開かせ候ては又政府の勝手とか何とか邪推而已いたし、却而見るものも少く相成可申に付、丸に不関政府之都合にして相開かせ度、政府之事と雖も不条理にて可論事は少々為論候位之方よろしき歟と相考へ申候。是は只駈引に有之申候……⁽¹⁶⁾

右で木戸は、国内の事件はもとより、「人民之心得」となることは外国の事まで洩らさず記載し、それが全国に至るまで流布すれば自然と「人民誘導之一端」となる、といつている。木戸は新聞局の経営形態についても触れ、新聞局が政府から開かれれば、「又政府の勝手とか何とか邪推」して読者も得られぬであろうから、政府がまるまる関与していないような形で開きたいという。さらに木戸は、論ずべきことは少々論じさせるぐらいがよろしく、これについては政府と新聞の間の駆引きであるという。⁽¹⁷⁾

注目すべきは、木戸が国内外の事件を洩れなく載せた新聞を作りたいとした点である。前年の明治三年から四年にかけては新聞がほとんど刊行されておらず、読者が接することのできる新聞は僅かであった。居留地で『横浜毎日新聞』（三年一二月刊）が、東京で『民部省日誌』（四年四月二日刊）、『太平海新報』（四年四月刊）が発行される一方、京都では『京都新聞』（三年八月二二日刊）及び、同府参事榎村正直の主導によつて四年四月に『京都新報』が創刊された。しかし、内外の事件を豊富に扱ういわば総合紙はなかつたのである。⁽¹⁸⁾ 榎村より贈られた『京都新報』の返礼で、木戸は次のように述べている。

……元来新聞の新聞たる所以は、其地方而已の事にて無之、遠く辺境までも行渡り、外国人も逐々求候様に無之ては其益少く、付ては已後京都の新聞も東京浪華等へも一々流布候様御世話有之度、……過日はより申上候も東京の新聞、西京へ流布候様御世話御頼申候訳にて、纔四、五部位にて、只官員の見候位にては開化の益甚少く候間、御地書林へにても御申聞け、出板毎に凡幾百冊と歎申様に約定いたし置度事に御座候。……京都の新聞も何卒山口藩へも初発よりの分數百枚御送り有之度、此段東京藩邸へも相談し置、御国へ申越候様申聞け置候、書林より諸方^{榎村}へも毎々仕送り候仕法為相立度事に御座候。⁽¹⁹⁾

この木戸書翰では遠境の人々、そして外国人にも新聞を購求させる必要があるといっている。そこで京都の新聞も東京・大阪に流布させたい、また東京の新聞も西京で「凡幾百冊」と出版できるよう約定したい旨を述べている。さらに木戸の国元である山口藩へも京都新聞を送付されたいこと、書肆から「諸方」(「書林」の書き入れは「諸方の書林」の意を表す挿入句と思われる)へも定期的に送る体制を立てたいのだという。

先述したように『新聞雑誌』は四年五月に創刊に⁽²⁰⁾ぎ着けたが、その「初号は凡そ一万三千四百部を印刷し、三号は三万部に達して漸次盛況に趨い」ていった。また翌五年三月に政府で新聞を買い上げ、三府七二県に配布するとして井上馨の達で、

新聞雑誌

日報社新聞〔東京日日新聞〕

横浜毎日新聞

右三種、内外の事蹟新聞を暢達し、勉職進歩の一端にも相成候に付、毎日或は二日を一率とし、各府県へ

相渡し候条、此段相達候也

壬申三月廿七日

大蔵大輔 井上馨⁽²¹⁾

とあるように、『新聞雑誌』は『東京日日新聞』(五年二月刊)、また『横浜毎日新聞』とともにその選に入っ
た。

(2) 『新聞雑誌』の紙面

『新聞雑誌』創刊に先立つ明治四年二月一六日、木戸は同誌の主任となる山県篤蔵、また杉山孝敏らを自宅に集め、新聞局開局の主意を語り合つた。このことは木戸日記の同日条から判明するが、ここで木戸は「遠境之人をして諸藩の改革、宇内の大勢、爾他時勢近情の情を知らしめ開化の境に促すを欲する也」とも記した。⁽²²⁾この主意は、次の『新聞雑誌』緒言に表れている。

……今官許ヲ受テ新聞紙局ヲ開キ、太政ヲ始メ諸府県ノ変革又ハ里巷ノ瑣事、外国ノ異聞マデ見聞ニ随ヒ刊行スルハ我日本國中ノ人々ト新知ヲ開クノ樂ヲ同シ、頑ナル心僻メル事ヲ棄ントテナリ……⁽²³⁾

右では、本紙が官許を得て国政をはじめ諸府県の変革、また巷間の瑣事や海外の奇聞まで見聞したままに刊行する。これまでのように天地の一隅のみ見るのは田舎人との譏りを免れず、氷を知らぬ夏の虫の如き笑いもの、という。

さて初期の『新聞雑誌』の特徴は、廃藩を促した郡県論の記事の掲載であった。鹿児島では、六号附録の「新封建論」をめぐる議論が湧いている。「新封建論」は中国や西欧の例を引き封建制の弊を唱え、外敵に対して国威を確立すべく、全国一体となって郡県制を日本に敷くことを説いたものである。さらに一四号（四年九月）は「新封建論」に反応した *Japan Weekly Mail* 四一号の記事を抄訳し、「今日日本政府ニ於テ、真ニ邦国ヲ整齐セント欲スルノ時ニ当リテハ、此論更ニ一格ノ価ヲ増スベシ」との評を載せている。⁽²⁴⁾

右の「新封建論」が掲載されたのちに廃藩が断行され、その後に発行された第七号（四年七月）は廃藩に関する記事が中心を占めた。六号附録と七号紙面を連動させたのである。七号の記事は廃藩置県に関する詔書として「鹿兒島山口高知佐賀四藩ノ知事へ勅語ノ写」に始まり、「名古屋・熊本・徳島・鳥取四藩ノ知事へ勅語ノ写」「廃藩為旨詔書ノ写」と続く。さらに、嵯峨実愛への沙汰を挟んで、「○今般藩ヲ廢シ県ヲ置レタルニ付テハ、追テ御沙汰アルマテ大参事以下是迄ノ通り事務取扱可致トノ命アリ」と報じた。

廃藩関係の記事に続いては、弁官・刑部省弾正台・大蔵省内通商司廃止、兵部省内軍医寮設置記事の後に三代澤村田之助（歌舞伎役者）の病、ゲルマン諸国の学芸隆盛に関する記事が来る。次いで福岡藩贖札事件に関する処分、李鴻章の外交手腕、東京寄留人の取調、山口藩管下で実施されたアメリカ産肥料の試験について報ずる。次いで「屠兒（エタ）」も人間と同類であり、その「豪富有徳」の者を藩・県の荒地に移し開拓させれば物産は増加し、また畜産も行わせれば文明開化の仁風が四海に及ぶだろうという建白（高知藩・星野権三郎）を抄出し、最後に電信線が長崎より上海に達したと伝える。廃藩関係記事を除いても、一号分の持つ情報量は他の号を圧する。

六号のみならず、附録は『新聞雑誌』の特徴であった。例えば三七号附録では、「三月上旬府下私塾ノ生徒公費給与ノ儀廃止セラル、ノ旨文部省ヨリ御布令有之ニ付福沢諭吉建白書」との見出しで福沢の建白を収め⁽²⁵⁾たり、別号の附録では「封建論」「復古原論⁽²⁶⁾」といった郡県・復古称揚のための論説が載ったりした。また *The Japan Herald* 紙に掲載されたキリスト教の禁をめぐる議論とその反駁を載せることもあった。⁽²⁷⁾紙面と附録とが内容的に結びつくのは先の六・七号分のみであるが、一般には各号の紙面は報道を、附録は論説をそれぞれ担ったとみることができる。

一方で、『新聞雑誌』はその緒言で投書を募ったが、さきの六号は同誌で初めてそれが載った号でもある。六号の記事では「○或夜本局ノ中工扉外ヨリ一封ヲ投ゼシモノアリ。翌朝始テ之ヲ知り披キ見ルニ左ノ一書ヲ得タリ。依テ茲ニ録ス」として、百官の俸禄は米給よりも金給とするのが公平だとする投書を引用した。

以上で明らかにしたように『新聞雑誌』は、報道と論説の両機能によって内国・外国人の読者に開化を宣伝する戦略を採った。本紙面に載せきれない建白書や報道で附録を満たしたように、豊富な記事を材料として読者の議論を呼び込もうとしたのである。⁽²⁸⁾ また、諸藩の廃藩論や建白という、政府首脳にしか知り得ない情報も積極的に載せた。⁽²⁹⁾ そうした記事・議論の多様さこそ同誌最大の売りであった。内外の情報を全国に浸透させたといった木戸の思惑どおり、同誌は各府県へ送付されることを前提に編集されたのである。

また、政府の支援の上に成り立つ『新聞雑誌』の経営は民間人によるものであった。こうした経営形態は『東京日日新聞』⁽³⁰⁾を除く京浜の主要紙、また地方新聞にも広く該当する。地方紙は府県の支援によって創生したのである。

二 地方新聞の成立

(1) 『新聞雑誌』以後の新聞観と明治四年の新聞紙条例

さて、『新聞雑誌』に続いて発刊された新聞の緒言は「固陋ヲ去テ開化ニ向ハントスル」⁽³¹⁾などと読者啓蒙を発刊目的に掲げる一方で、次のような共通認識を持っていた。

新聞の西洋に行るるや、尚我寛永年間仏蘭西国に創始し、近世各国其局を開かざるなきに至れり。皇国に於而柳河氏の中外新聞を以嚆矢とす。惜哉、大昕下世して其業又中廢す。好事の士頗遺憾なき事不能に、茲頃日日新堂雜誌なるもの出て大に世に行る。……耳目に新たなるものを博載して不漏さ採扱最勤むと云ふべし。

右は、東京日本橋に社を置いた『新聞輯録』一号（四年一〇月）の諸言である。柳河春三（旧幕臣で、戊辰戦時に『中外新聞』を創刊した）の興した新聞業のさらなる発展が期待されたものの、柳河の死去によって潰えた。しかし最近、日新堂の『新聞雜誌』が発刊し、記事を広く採って掲載に努めているという。『新聞輯録』の別号の緒言では「皇国新聞ヲ公行スル、柳河氏ニ創始シテ日新堂雜誌ヲ以盛ナリトス。宇内事物ノ宏弘遺漏ナキ能ハズ。今其遺ヲ拾ヒ或ハ彼ニ略スル者ハ是ニ詳載シ、世人ヲシテ彼是併觀シテ弥知見ヲ増益セシメン」と、『新聞雜誌』の隆盛を伝えつつも同紙と競う姿勢を見せる。

『新聞雜誌』は西国でも評判を呼んだ。『京都新聞』一六号（五年一月）に付された緒言も、「昨夏東京ニテ新聞雜誌ノ挙始リ、繼イデ此京都新聞アリシヨリ、大阪・名古屋ヲ始メ所々ノ新聞鬩々トシテ並ヒ起レリ、亦楽シカラズヤ」と記す。ここに大阪・名古屋で新聞が起こったとあり、『新聞雜誌』の後に続々と大都会で新聞が興起したと悦んでいる。

『新聞雜誌』創刊から間もなく、政府は京都府の何に対して、新聞取締りを所管した大史より「新聞紙条例」を指令した（四年七月一九日）⁽³³⁾。この条例は、『新聞雜誌』の発行担当者に与えた心得書といふべきもので、「一つの記事規制の基準」となったものと推測できる。⁽³⁴⁾

この明治四年新聞紙条例の冒頭の二箇条には、新聞紙の目的について次のようにある。

- 一、新聞紙ハ人ノ智識ヲ啓開スルヲ以テ目的トスベシ。
- 一、人ノ智識ヲ啓開スルハ、頑固偏隘ノ心ヲ破リ文明化ノ域ニ導カントスル也。故ニ内外ヲ問ハズ所有ノ事実ヲ記シ、博ヲ約ニシ遠ヲ近フシ、以テ観者ノ聞見ヲ広メ国家為治ノ万一二裨益アラシムヲ要ス。

新聞とは人々の智識を広め、偏狭で頑固な心を文明化に導くメディアとであると位置付けられている。この条例は明治六年一〇月、同八年六月改正の新聞紙条例が定めた新聞発行許可の厳格化、罰金制などといった規制色の濃いものではなかった。

四年新聞紙条例は右の箇条を含む一八項目で構成されるが、一八条目で原紙を八部ずつ上納する点以外は、全て掲載記事に関する規則であるのが特徴である。⁽³⁵⁾ さきの二箇条に続く条文では、新聞紙面で記事とすべき事柄について指示されている。

- 一、政法職制ノ沿革、百官庶司ノ昇降、土地人民ノ分合増減、号令、法度、軍事、刑法ヨリ、天変地異、風雨水旱、疾疫、盜賊、豊凶、生死、又ハ農工商販ノ諸業、貨幣物価ノ高低、造工新器、学芸詩歌、衣服飲食、昆虫草木、薬剂物産、贈答書牘ノ類、其他諸種官報、洋書訳文、海外雑事等、凡人事ノ関スル処、物類ノ生ズル処、国政人心ニ害ナキ者、新聞ニ從ヒ記載スルモ妨ナシ。

ただし別の条では「政法ヲ記シテ毫モ謗議ニ渉ルノ語ヲ禁ズ」、「無根ノ言ニ托シテ人罪ヲ誣ルコトヲ禁ズ」、「四方ヨリ寄せ來ル新聞紙中、匿名ノ書ヲ載スルヲ禁ズ」と定められた。

また「新聞紙ヲ選スル、務メテ読者ヲシテ倦マラザシメンコトヲ要ス。然レドモ無ヲ有トシ虚ヲ実トシ人心ヲ煽動シ衆耳ヲ掩惑スル等ノ如キ造説ヲ禁ズ」と、人心に配意して新聞が「謗議」や虚説を唱えることを禁じる。⁽³⁶⁾この一方で、「雑談諧謔、事ニ害ナクシテ人ノ一笑ヲ發スル事等記載スルモ、亦妨ナシ。但、淫蕩ヲ導クノ語アルベカラズ」とも規定された。さらに「文ハ極メテ平易ナルヲ主トス、奇字僻文ヲ用フベカラズ」、「布行ハ遠境ニ及ブラ主トス、近利ヲ貪ルベカラズ」という、様々な読者あるいは遠方への売弘めの理念が記されている。

(2) 各種地方新聞の発刊

次に、この時期に相次いだ地方新聞の創刊と、その民間への浸透策について瞥見したい。さきに触れたように地方紙の多くは県の主導によって刊行されており、例えば広島県庁は明治四年九月五日、後に『日注雜記』の発行所となる静真堂へ次の通達を行った。

九月五日

一、内外新聞中、其要ヲ摘シ活字ニ摸シ、此後毫町目筋静真堂江下渡シ候間、銘々買求メ熟覽可仕致旨左
之通順達布令ニ取斗候事

〔朱書〕

「序掌 順達布令ニ可取斗候 百六十九通添」

都テ知識ヲ開カザレバ百事進事アタワズ、知識ヲ開クハ広ク宇内ノ形勢事情ヲ見聞セズテハアタワザル事ニ候処、……畢竟識見ノヒロカラヌヨリイタス所ニテ、大ニ上下ノ情実ノ相違トモ相成義スクナカラズ。依テ方今内外之新聞中其要ヲ摘ミ活字ニ摸シ、左ノ者エ売弘方申付置候ニ付、銘々買求メ熟覽可致事。

九月 広島県庁

一町目筋 静真堂⁽³⁷⁾

広い識見を持たねば上下の意思疎通が図れぬから内外の新聞（この場合、新しく聞いた事柄の意）から要点を摘んで活字化したいとし、静真堂にその発行業務が下げ渡された。『日注雑記』は四年一二月一五日、山田十竹が編集、静真堂を売捌所として創刊されている。同紙は翌五年九月に『広島新聞』と改題し、緒言で読者にこう告げた。

一、新聞紙史ノ用意トスル処ハ、総テ異聞アルニ随ヒ、人ニ伝ヘテ勸善懲惡万分ノ一モ県益ヲ具ヘントナリ。ソコデ此書、重モ^{ウラ}県内ノ事ヲ記シ、人々ヲシテ灯台本暗フシテ足下ヨリ鳥ガ起ツノ驚キ無ランコトヲ要ス。次ニ天下海外ノ事ニ及ボシ、間々他ノ新聞紙中ヨリ至重ノ事件ヲ抄出ス。是基本先ツ定ツテ、方向安着センコトヲ要スルノ老婆心ナリ。⁽³⁸⁾

右の緒言は、県益となるよう県内の事柄を記すという。そこから天下海外のことに及ぼして、さらに他紙から抄出する。このように基本をまず定めて、方向を安定させる親切な紙面づくりを心がける、といっている。名古屋県庁に新聞局を設置して有志に社を開かせた『名古屋新聞』⁽³⁹⁾には、県下に住む読者にとって身近な事柄がトップ（新聞の最初の丁）に置かれる号があった。同県下ではこのような新聞を読むため、次の取り組みが始まったことが記事となっている。

○此度県下両替町日新堂ナル者、翻訳書、新聞紙貸本ノ店ヲ開キ、廉価ヲ極メテ貸出サント案内帖ヲ頒布セリ。⁽⁴⁰⁾

『新聞雑誌』の日新堂と同名の店であるが、この店は訳本・新聞貸出を専業とし、その案内を新聞に載せたのである。「広告」欄ではまだないものの、いわば開店告知であった。

また『大阪新聞』三四号（五年九月一七日）には新聞の回覧を望む投書が掲載された。

○投書

……当府下ニテ未ダ新聞紙ヲ見ル者少ク、且数日はヲ求ルニハ少価ナリト雖モ、無用ノ費ト思ヒ是ヲ恐ル、者ナキニシモ非ズ。願クハ是ヲ一町内毎ノ戸長ニ求メ、布令同様ニ廻達シタラバ府下一般ニ行ワレ人民早ク開化ニ趣カント愚考ス。

府下東大組十九区

この記事と同時期の明治五年九月、新聞を分かりやすく説き話す新聞解話会が山梨県で始まっている。⁽⁴¹⁾

○先頃山梨県庁管下各区ニ新聞解話所ヲ設クベキ旨、正副戸長へ演達アリシニヨリ、各所ニ於テ読師ヲ命ジ開筵シタリト云。県庁ノ、人民ヲ保護シ開化進歩ニ注意セラル、至レリト云ベシ。本県ノ如キ未ダ此挙アラズト雖モ、既ニ各区義校盛ンニ建設アリタレバ、別ニ解話所ヲ置クニ及バス。⁽⁴²⁾

右は、山梨での新聞解話会のこと(41)が愛知の新聞で話題になった例である。愛知では学校が解話の場となったように、記事によれば教師が生徒やその父兄に新聞を読み聞かせるから解話会の代わりとなろうという。⁽⁴³⁾また新聞普及のため、民間に閲読の機会を提供する新聞縦覧所も明治三年頃より設けられていた。

このように新聞普及の試みを紙面で報ずることによって、地方新聞は自らを社会へ浸透させることに躍起となったのである。

三 投書の募集と掲載

(1) 投書の呼びかけ

新聞は、紙面に載せるための投書を読者に提供するよう呼びかけるとともに、そこに記すべき事柄や、投稿規則について定めている。次は『名古屋新聞』一号（明治四年（一八七二）一月）の社告である。

今般、官許ヲ得テ新聞誌ヲ刊行ス。但、社中見聞ノ広カラザルヲ恐ル。希クハ四方ノ君子珍説奇談ニ論ナシ、里巷ノ些事ト雖モ見聞ニ随ヒ書取ヲ以テ当社工送与セヨ。事件ニヨリ相応ノ謝儀ヲ呈スベシ。必書取ニハ諸君ノ住所姓名ヲ載セヨ。

一、新聞誌ハ毎月三号ツ、出板ス。每号半紙六葉、定価銀二錢半（一匁五分）、三ヶ月分一割引、半年分二割引、一ヶ年分三割引トス、所望ノ向ハ前金受取置、発兌次第本局ヨリ回達スベシ。同号数部モ冊数ニ応ジテ此割ヲ用フ。

一、書籍、新器械、田宅、山林、舟、車、家畜、其余物品一切ノ売買、貸借、開店、発売ノ名弘メ、観物、集会ノ引札等、所望アラバ好ミニ応ジ一行二十四字定価四錢（二匁五分）ノ割ヲ以テスベシ。

本局 本町通五丁目 文明社

売弘処 同 七丁目 永楽屋東四郎

「珍説奇談」や「里巷ノ此事」までも投ずることによって、読者は相応の謝儀を得ることができた。⁽⁴⁴⁾ その「書取」には必ず住所・姓名を載せる必要があった。四年新聞紙条例における「一、四方ヨリ寄セ来ル新聞紙中、匿名ノ書ヲ載スルヲ禁ズ」を踏まえている。

投書を広汎に集めるため、新聞社はそれを容れる箱を各所に設置した。『大阪新聞』の投書箱に掲げられた告示は、同紙九号（五年七月）にも載っている。

○新聞箱票告

我社、官許ヲ得テ新聞紙発兌以來、幸ニ四方ノ望ニ適ヒ毎号数千部ニ領送スルニ至ルハ、偏ニ諸君子ノ助ニ因ルモノナリ。然ルニ、此地ノ如キ大都会ニシテ毎月僅々タル二三号ノ刊行ヲ以足レリトスルハ当社ノ大ニ愧ヅル処、此般申合奮発興起今一層ノ盛大ヲ図リ、隔日ニ発兌セントス。各所之奇事新説ヲ書キ集メ此函ニ投入シ、耳目ノ及バザル所ヲ補ヒ、社中之素志ヲ助ケ給ハバ幸甚豈之ニ過ン。

壬申七月 書籍会社

右ノ新聞函ハ高麗橋・心齋橋ノ二ヶ所ニ設置ナリ。

箱がどこに・幾つあるかの案内によって、商都大阪への来訪者も情報を投ずることができたであろう。また「投書函」の絵を載せ「此箱ニ投入シ玉ヘ……総テ世間ニ披露シ人ニ知ラシメ度事件ハ、一行廿四字価三銭ニ

テ引請出版イタシ候」という新聞もある⁽⁴⁵⁾。新潟で発行された『北溟新聞』一号（五年二月）の告示は投書箱の数のほか、どのように投書が載るかを読者に教えている。

新聞珍説・風説等アラバ、七ヶ所ニ出シヲキタル投新聞箱工居所・姓名ヲ記シ投入スベシ、新聞紙上ニハ只某来告之三字ヲ頭ハシテ、之レヲ摺布ス。

右によると、紙上には姓名を伏せて「某来告」とのみ記して摺るといふ。

(2) 投書の掲載法

実際に投書がどのような形で掲載されたかを、『大阪新聞』の例でみよう。次は同紙一六号（五年七月二七日）の記事である。

○投書

予曾テ聞ク、去歲魯国及支那ノ国境ヨリ家畜伝染ノ病流行セシト、此病根ヲ治療スルニ適宜ノ薬剤ヲ不得ト……予、不取敢思案ノ微端ヲ新聞社中ニ投書ス。

七月八日 西大組住賤買 謙松房二郎⁽⁴⁶⁾

『大阪新聞』は「○投書」という見出しのついた記事が極めて多い。同紙は新聞局に到来した書状の類を「投

書」と称している。送られてきた書状を、おそらく編集部での住所・姓名の確認といった選定作業を経た上で見出しをつけ、紙面に掲載したのである。号によっては全面を投書で埋め、あとは「広告」のみ付したものである。⁽⁴⁷⁾

日付と署名がきちんと付いた投書もあれば、無署名の投書もかなりの数に上ったようである。新聞への投書を行う際について、『大阪新聞』三三二号（五年九月一五日）は読者に「広告」で示している。

投書ハ向後、著名ニテ投入シ玉フベシ。尤社中ノ心得迄ニテ、紙上ニハ其名ヲ記セズ。上梓ノ上エハ悉ク焼棄可申候。若文中齟齬ノ事アラバ、公明ノ討論ヲ述べ、頭名ニテ報答アラバ早速出版スベシ。統テ投書ニ付テ議論相生ズルトモ、当社ニハ関係致サズ候。

社中敬白⁽⁴⁸⁾

投書には必ず署名して欲しいが、しかし紙上に氏名は記載しない。また掲載原稿は悉く焼き捨てる。もし文中に齟齬あらば投稿者が「公明ノ討論」を述べて、署名を付して返答すれば出版する。しかし、掲載された投書をめぐり「議論」が沸き起こっても、社は何ら関知しないという。⁽⁴⁹⁾ というのも読者は新聞紙上で目にした議論について投書し、その投書の議論も勝手に波及するからである。

紙面には、他紙の記事を読み、その記事に言及した投書が数多く現れた。次の『大阪新聞』七号（五年六月）の投書記事には、

○投書

新聞雜誌ト横浜新聞ニ郵便信書ノ遲着不達ヲ記載スルヲ見ル。予思ラク郵便ハ飛脚屋ガ生活ノ為家業トスルモノト違ヒ、僻境辺陬迄モ自由自在ニ信書ヲ往復スル公私ノ大便利ヲ開カレ……ト云々。

とあるように、この投書者は（おそらく縦覧所などを活用して）複数の新聞を目にする機会を持っていた。

投書に対して投書で応じる、紙面上のやりとりも記事になった。その場合、「○大阪新聞第六十六号島下郡第三区六番村某君ノ投書ニ答フ 横堀 老圃投書」と標題した。⁽⁵⁰⁾また「養蚕蛾多蛆少ノ経験説ヲ駁スル論」⁽⁵¹⁾と題し、反対意見を述べるための投書であることを示すものもあつた。後者の本文は「(明治六年)九月二十九日第百五十号大阪新聞、信州上田養蚕家ノ説ニ、桑ノ老若ニヨリ蛾ノ多少アル経験ヲ記ス条ニ云……」などと書き出されている。

このように投書は投書に駁し、また投書その他の記事がおかした誤謬を正す機能を持った。⁽⁵²⁾さらに、ある新聞内の投書者同士の議論が他紙読者にも及んだ。

(3) 投書の取捨選択

新聞が受け付けず、紙面に掲載できない投書とはどんな内容なのか。京都と東京で発行されていたとみられる『都鄙新聞』一号(四年一二月二八日)は、読者へ次のように希望した。

然シ無名ノ書ハ編入スルコト能ハズ。浮言造説ヲ恐ルルガ故ナリ……紙傍へ姓名ヲ記シ、本局及売弘ノ書

肆へ投じ玉ハンコトヲ願フ……

新聞が無署名の禁を訴えるのは「浮言造説」、虚説を恐れるがゆえであった。『大阪新聞』三二号（五年九月一五日）は読者に向け、改めて投書に盛ってはならない事柄を告げた。

広告

投書ハ奇事新説ヲ始メ、総テ世ニ益アル事ニテ自然勸善懲惡ノ旨趣ニ適フモノハ拳テ上梓スレドモ、私ノ遺恨等ヲ以人ヲ誇リ、或ハ不平心ニ托シ非ヲ理ニ書飾シ、且無根ノ流説等ニテ人ノ損害ニ関ハル事件ハ一切上梓致サズ候。

遺恨による誹謗、不平心に托し非を理であるかのように書飾した文は一切上梓せぬという。『大阪新聞』へ大量に舞い込んだ投書の中には、「流説」で飾る怪しげな原稿も相当あったのである。

事実を反したものが載ると、新聞は紙面で深々と詫びることになった。例えば次の『内外日誌』四七号（六年四月一六日）の記事をみよう。

○投書に云、先般貴社に投書して徳川従一位〔慶喜〕浅草瓦町の邸を入札するに付、土木掛波多野公平なる者賄賂を受けて不公平の取扱をなせしことを既に四十号に公布すれども、これは全く伝聞の誤りにて、固より其実なければ伏して虚妄投書の罪を謝す。

前述のように政府は、明治四年の新聞紙条例とその改正である同六年の新聞紙発行条目で、ともに匿名投書と浮言造説の掲載を禁じている。あらぬ虚説を流布しないという意味で、新聞局は投書を精選する必要があった。

また『大阪新聞』八六号（六年二月八日）の投書は、最近の投書の中には危険なものが含まれるという。

投書

○一筆申進候、私共承及候ニハ新聞紙ト申者ハ……務テ有用裨益ノ事ニ注目可致儀ト存候。然共近来投書ノ中ニハ、間々市虎ノ信ヲ伝エ、毒蛇ノ足ヲ添へ、空シク棗梨ニ災シ、紙筆ノ厄ヲ為ス事不少、甚キニ至テハ彼ノ新聞函ヲ借テ私ノ党ヲ称揚シ、人ノ非ヲ暴白スル者御座候由。第四十六号平野町云々等ノ如キハ実ニ賤丈夫ノ作ス所ナラン。万一是ノ如キ事アラバ、行テ之ヲ忠告スル社、懇切之人ナレ。知者ハ疑キヲ棄ツト荀子モ謂ヘリ。妄リ二人ノ悪ヲ挙テ之ヲ謗リ誣ル者ハ、彼人ノ財ヲ竊ムヨリ罪大ナリト欧人ノ語御座候由。

投書によつて私党を結ばんとし、また人の非を暴き立てる者がある。第四六号（明治五年一〇月一八日）にあつた平野町云々の投書は心の賤しい者の仕業だろ、妄りに悪人を作りだす誹謗・誣告の類は大罪と、欧人の語にもあるというのである。

ここに述べたように投書の中には新聞への情報や議論を投ずるものがある一方で、流説によつて人心を惑わす危うさを孕むものも増加していた。そのような性格を持った投書は「官」をどう扱つたのか。

四 地方新聞における投書の言論

(1) 官吏・区戸長の行状

明治五年六月付の『京都新聞』二九号の記事には、当時における新聞編集の理念というべきものが示されている。

○新聞ノ説

愛知県ヨリ来信ノ末ニ云、愛知県権令井関君ハ元神奈川県ノ参事ニテ横浜新聞ノ発基人ナリ。同典事大屋氏モ神奈川県ノ典事タリシ故ニ、亦新聞ノ事ニ詳ナリ。愛知ニ過日一事件アリ、新聞ニ載スル載セザルノ議論ニ及ビシニ、大屋氏曰、新聞誌ハ公平ナラン事ヲ要ス。仮設令参事ノ行状タリトモ、美悪俱ニ記載スルコソ新聞誌ノ本意ナラント告諭アリ。両君共新聞ニ心ヲ用ル浅カラズ、社中ノ幸福ト存候云々。⁽⁵³⁾

愛知県からの来信によると、同県権令の井関盛良はかつて『横浜毎日新聞』の発起人であったといい、また同県典事の大屋斧次郎も新聞のことに詳しいとする。たとえ県のトップにある官員であつても、その行状の美・悪ともに載せ公平を期すことが新聞の本意だと大屋は告諭したのだという。両君の熱心は、まことに社中の幸福だとしている。

実際、紙面では官の行状が投書の形をとって論じられた。例えば、県庁での適切な手続によって建白書が着実に処理される様子を『愛知新聞』一三号（五年五月）が報じている。

○御維新以来県庁門外ニ訴状箱ヲ置キ、凡ソ建言・訴訟等戸長役筋ヲ歴テ差出シ難キ事件ハ封書ヲ投入セシシテ、知事之ヲ直披スルコトナレドモ、答書ナキ故隔靴ノ歎ナキ能ハザリシ。然ルニ新県以来答書ノ方法ヲ立ラレテ、箱訴之趣聴届ク、一覽ニ及ブ、吟味ヲ遂グ、奇特ノ至リ等ト大署シ、庁ノ門前及ビ本町札場ニ掲示セラル。従前トテモ言路洞開ノ令ハアレドモ、其実ハ行ハレザリシガ、此ニ至テ私調・苞苴（マイナイ）ノ弊ナク、下情壅塞ノ害ナク、衆庶悦喜ノ余リ僉ヲ投ジテ義枝ヲ補フアリ。策ヲ献ジテ事務ヲ助クルアリ。真ニ是開化ノ真面目、旧政府老若三奉行ノ門訴ニ不届至極焼捨ル者也ト表署アル所ニ三親藩通行シ、コレハ穢物ナリトテ泥土ニ委棄スル等トハ只昼夜黑白ノ差違アルノミナラズ〔記事終わり〕。

続々と役所に上がってくる建白の類に対し、旧幕府とは大違いにしっかりと吟味し、「下情擁塞」の害をなくしたという。官庁は下情をきちんと汲んでいるとアピールした宣伝文となっている。

横浜・活版社の『金港雜報』二一（四年二月）は「神社改正之儀ニ付建言箇条書之内」と題して、神奈川県官員の建白書を載せる。この建言は次のような経過を辿ったという。

右之通建言相成候由の処、県庁より添書の上大藏省へ御差出相成候趣、実に言路洞開の御時節仰ぎよろこぶべきの御代なり。⁽⁵⁴⁾

このように県庁に受理された建言は無事、大蔵省廻送となつて文書が処理されたのであった。官庁に提出した建白書が新聞に載り、その記事が読者に建白を促すという効果が期待できる。

区戸長的美挙も報じられた。東京八丁堀軒新堂から発行された『日要新聞』三二一（五年七月）の投書は学校教育に熱心な戸長に関して、

○武州新座郡新座村の戸長柳下元秀父子、有志の者と合議し、官の允可を得て郷学舎を建たり。田舎の民情に適へる……。

と、実名を挙げ褒称している。

政策の実をあげた県令も高く評価された。『公文通誌』七五号（明治六年一〇月一七日、後の『朝野新聞』。東京出版であるが旧出雲松江・明石両藩の後援であった）に、栃木県は裁判所の設置とともに、県の厳しい「探索」のすえ博徒の悔悟と自首を促したとの投書がある。新聞は「此投書を得て感喜措く能はず」、「聖上、万機を躬親からし」たためこのように下民に王沢が及んだ、「栃木県令の賢なるに感じ」たという。

次に、官吏を誹った狂歌を紙上で否定する例をみてみたい。明治五年八月付の『京都新聞』三八号の記事である。

○壬申六月五日、大阪新町廓内越後町会議所ノ軒下ニ御布告書張出シ場所所有之、其御布告書ノ上ニ重ネ、御布告ト同様張出シ大文字ニテ一首ノ狂歌ヲ張出セリ。

画に書た枕草紙をやめにして生を見たがる馬鹿な役人

右ハ娼妓黴毒検査ノコトヲ誹レルナラン。畢竟、人民保護ノ御主意ヲ弁ヘヌ頑民ノ習コソ浅マシケレ。

そして、九月一五日付の『大阪新聞』三二二号の投書は、右の記事を、問題の歌とともに転載した。

……〔右の狂歌は〕畢竟、人民保護ノ主意ヲ弁ヘヌ頑民ノ習コソ浅マシケレト京都新聞卅八号ニ記載セリ。思フニ是ハ、先頃春画并淫行ノ偶像・画像類ヲ鬻ギ、又ハ翫ブベカラズトノ布令アリシヲ謗レル意ナラン。……我愚昧ナルヲ新聞紙ニ挙ゲラレ、世ニ恥ヲ流ス。誠ニ笑フニ堪エタリ。此投書ヲ見テ聊ニテモ幸ニ廉恥心ヲ起サバ、早ク高麗橋上ノ燈柱ニ登リ、特鼻禪ヲ以縊死スベシ。

右投書ノ儘記載ス。

『大阪新聞』は、『京都新聞』に載った「画に書いた……」の狂歌が書かれた貼紙は人民保護という官の意図を解さぬ愚人のすることで、春画や淫行画像の販売を禁じた布令を諷ろうとしたものではないかという。新聞でもって世に恥を流した。この投書を見て己に廉恥心を起こしたならば、高麗橋の燈柱に登って禪で首をくくって死ぬのがよいと批判している。

次に、官員のスクャンダル記事を取り上げよう。まず、『大阪新聞』六五号（五年一月二五日）の投書を次に掲げる。

○投書

遊女營業規則中ニ芸妓ノ売淫ヲ禁ゼラレタルハ、從來京撰ノ芸妓ハ、芸ハ兼務ニシテ本務ハ娼妓ト同ジケレバナルベシ。……或日妓等三、四輩集議シ此困難ヲ脱セン事ヲ計ルヲ聞クニ、一老妓ノ云、ナンデモ是ハオカ、リノ御役人ニ和姦ヲ勸メ、事成就シタラバ自然ト此窮屈ハヤマルニ相違ナカル可シト耳語類ニシテ、一同ウナヅキ散乱スルヲ見受ケタリ。老妓ノ奸智可恐、果シテ此術中ニ陥ル人アルベシト思ヒシニ、或楼ニ於テ此事行ハレタルノ明々瞭々タル証ヲ得タリ。思フニ如此上官員ヨリ規則ヲ破リ彼芸妓等ノ術中ニ陥ル様ニテハ、此度ノ御規則モ甚覺束ナク、又犯セシトテ下ヲ咎ムル理ナカルベシ。實ニ老妓可憎、官員ノ拙又可笑。斯ク投書スル主意ハ、一ツニハ老妓等ノ奸ヲ世ニ知ラシメ、官員ノ拙キヲ戒メン為ナリ。其姓名ヲ知ラント欲スル人ハ、其趣新聞紙ニ記載アラバ、姓名、廓名、楼名、妓名トモ記載シ、再ビ投書スベキモノ也。

遊廓近傍ノ在

探実楼主人記

遊女營業規則に伴う黴毒検査を逃れるべく、遊女に役人との和姦を勧めた老妓の悪巧みを見聞きしたのち、とある楼でそれが行われた証拠を掴んだ、これでは規則が貫徹するはずもなく、また下民が規則を侵しても咎む理がない。この投書の意図は老妓の奸策を告発するのみならず、官員の軽率さを戒めるためだという。

これに対して、官員らしき人物が反応している。『大阪新聞』六九号（六年一月一〇日）には、次のような投書が掲載された。

○大阪府官員某ト記シ投書ノ儘ヲ記ス

大阪新聞第六十五号ノ投書ニ、……老妓ノ官員ノ拙ヲ挙ゲ、今般芸妓売淫禁止ノ令モ亦行ハレ難シト記セリ。我輩、辱モ掛リ官員ノ末ニ連ナレバ又嫌疑ナキヲ免レズ。抑、浪花ノ人心姑息ニシテ旧習ヲ脱セズ、奸商多クシテ文明ノ風教ニ悖リ、動モスレバ官員ニ伝手ヲ求メ、旧政府ノ悪弊ヲ襲ヒ、賄賂ヲ以私意ヲ逞フセントス。故ニ小々タル願意マカモ彼等ガ術中ニ陥ランカト千思万慮以テ事ヲ施行スル所ナリ。既ニ先般布告有シ驅讎ノ方法行レテヨリ、滿一年ニ至ラズシテ全癒ヲ得ル者一千余ニ出ヅ。……然ルヲ何ゾヤ、精神以一老妓ノ拙策ニ陥ランヤ。然リト雖モ、官員数名ノ内ニハ投書中ノ者ナシト云ベカラズ。……敢テ請フ、速ニ犯罪者ノ姓名ヲ告ヨ。我輩誓テ大府ノ明断ヲ仰ギ、先進デ戒メ後進ヲ懲サントス。爰ニ答書ヲ待。

浪花には、官員に伝手を頼もうと賄賂を送る奸商が多いとし、旧習脱せずという。だが一方、ここ一年あまりで驅讎の法は効果を上げており、官員の心が老妓の拙策に嵌るはずがないではないか、と憤る。しかし、探実楼主人の投書にあったような官員も数名おり、犯罪者の姓名を速やかに挙げ、誓って府の決断を仰いで後進を戒めたいという。

区戸長についても、その不祥事が紙上に出た。彼らの任は、官の布令を適切に住民へ浸透させることであつた。また、布達が書かれた新聞を読むよう住民を督励しなくてはならない。⁽⁵⁶⁾住民と県との間を新聞を用いて媒介する役目を担ったのである。

『京都新聞』六四号（六年三月）の投書にあるように、区戸長は県の窓口として、住民に新聞を読み聞かせ

る役目も担った。新聞を率先して読む住民は少なかつたと思われ、大部分の者にとって新聞は、他人に読み聞かせてもらうメディアであった。『愛知週報』六号（明治六年三月二日）の「或人或義校教師エノ贈書畧」は「翻訳書ヲ讀ミ理化両学ノ一端ヲモ会得シ、御布告・新聞紙ヲ精読セバ活字ニシテ幾何カ益アリ」という。また『京都新聞』六九号（六年四月）の投書は「新聞ヨリ街談・巷説・俚諺・鄙語ニ至ルマデ能ク弁知セズンバアルベカラズ」といい、願わくば小学の生徒がまず第一に「中外都鄙ノ新聞紙ヲ熟読セバ大ニ開明ノ助トナラン」と、教育上の効果を吹聴した。

民への示諭の任を怠った区戸長は新聞に載ることになったが、次の『日新新聞』一八号（六年一月三〇日）の投書は特定の人物への不満ではなく、戸長一般の傾向を論うものである。⁽⁵⁷⁾

……中ニハ戸長ニヨリ御布告ノ類ノ繁ヲ厭ヒ、ロクニ会得モセズ、村方へ廻達モ粗漏極リナク、教通纏新聞紙迄綴込、役目ノヤウニ廻達スルヨリ、中ニ心アル者モ順達ニ急ギ細読スルヲ得ズ。甚シキニ至テハ机上ニ堆積シテ廻達モセズ。……元来新聞紙ハ社中ノ美意ヲ以テ保護ニヨリ御布達ナルコトニテ、……願クハ小民ノ我々迄モ御布告ハ一々拝見イタシ、新聞紙ハ別ニ緩々読イタシ都テ洩ル、コトナキヤウキタシ度、当路ノ有司御垂念アランコトヲ乞フノミ。

布告の廻達に新聞紙まで綴じ込み、しかも布告をろくに会得もせず、廻達も怠る戸長を指弾する。⁽⁵⁸⁾ 彼は本来、「県庁ノ保護」で社中の志を伝える新聞を、「緩々読」して県の布達を洩らさず受け取らねばならない。住民が布告や新聞を拝承し、一々それを了解する好循環を生むよう、「当路ノ有司」の「御垂念」⁽⁵⁹⁾を求めた。

(2) 議會論と新聞

明治五年から六年にかけての新聞にはアメリカやイギリスの議會での議事や、国内で地方官が設置した議事所、すなわち官吏や区戸長による議會について報じた記事が多く載った。例えば『京都新聞』六七号（六年四月）の投書は、『日新真事誌』の紙面を次のように評する。

○河原町辺ニ寓スル某ノ先生ノ説ニ、日新真事誌ヲ見ルニ、第一左院御用ト記ス、且ツ左院ヨリ被仰付タルナレバ、毎紙ノ首ニ左院録字ト標題シ、普通ノ新聞ト區別スト。夫レ新聞ノ主タル、政府ノ大議ニテモ忌ミ憚ラズ、之ヲ世ニ公ニシテ其得失当否ヲ論ズルハ、蓋シ其要ナリ。……然ルニ、斯クアルトキハ左院ヨリ被仰付ハ如何ナル事ニテモ記セザルヲ得ズ。又箇々ノ事件ヲ記セント欲ストモ左院ヘ碍ルアレバ、閣筆スルニ至ル。恐ラクハ識者ノ笑ヒヲ免レガタシ。

この記事では『日新真事誌』を見れば左院御用とあり、毎号冒頭に左院録事との標題を持つ記事を置き、普通の新聞と區別している。しかし、政府に関わる議論であっても忌憚なく公開してその当否を論ずるのが新聞の要であるのに左院よりの仰せはどんなことであっても記さねばならず、個々の事件を記事にしたいくても左院が妨げとなって擱筆し、識者の笑い物になってしまうのだという。

次に、『滋賀新聞』九号（明治六年三月二日）に載った新聞論である。

○新聞紙ハ専ラ文明諸国ニ行ハル、所ニシテ、……民権ナキ国ハ、假令ヒコレヲ刊行スルモ必竟西洋ニ行ハル、一種官版新聞紙ト云フ者ノ如ク、政府ノ都合ヨキ事而已ヲ流布シテ、政府ノ心耳ニ逆フコトハ毫モ記載スル事能ハズ。……

一、本邦現行ノ新聞紙ハ全ク前二言フ官板新聞ノ体裁ナレバ、紙中淫褻ノ話、滑稽(シヤレ) 杯ハ務メテ避クベキコトナリ。

一、新聞紙ノ最善ク体裁ヲ得タルハ、英墨ノ新聞紙ナリ。故ニ、是ヲ購フモノモ多く、一葉ノ新聞モヲ幾「ドル」ニ買フト云ニ至ル。斯ク買フ者先ヲ争フ勢ナレバ、新聞常ニ多クシテ日刊ニテモ猶及ザルニ至ルト聞ク。我邦新聞社ノ投入函ヲ設テ新聞ヲ求ルノ比ニ非ズ。

右投書

新聞は専ら文明国で発行されているが、しかし「民権」なき国ではたとえこれを刊行しても、つまるところ西洋での官版新聞のように政府の都合のよいことのみを流布し、政府の心耳に逆らうことは載せられないという。日本の新聞はそのような官版紙の体裁なので、「淫褻ノ話」「シヤレ」は努めて避けねばならぬ。また英米の新聞は皆先を争って読まれ、投書箱でニュースを収集する日本の新聞とは比べものにならない。暗に日本の現況を批判したこの投書の末尾には、編者による「右投書」との断り書きが付されている。

また東京で発行された『公文通誌』八〇号(六年一〇月二三日、同紙は七年九月に創刊した『朝野新聞』の前身)から「高輪ノ住酒井覚醉」名の投書を取り上げよう。その末文には「諸社ノ忠告ニモナランカト思(60)い、「貴社ニ投ジテ其如何ヲ質セン」とある。この投書によると、ある日酒井は莫逆の知音某と酒にまかせ

「我問へバ彼レ答へ彼唱レバ我和シ、和漢洋ニ出入シ古今代ニ上下シ、機務ノ当否、開化ノ如何ヨリ以テ官人ノ善悪循環、花街狭斜ノ情状ニ至ル迄尽悉セザルナク議論沸騰談鋒風生」した。

その談論は「彼ノ新聞紙ノ事ニ及」び、知音が熱弁を振るつていうには「鄭重陳腐迂疎ノ事」は「新聞家ノ大ニ忌ム所」で、読者の「唾棄欠伸スル所ナリ」というのも「近時ノ諸家杜撰正ストコロナク、漫裁（ムダノセ）選ムトコロ」なしとして、知音は紙面の各欄を難ずる。

其投書ト題スル者ハ、書生輩口頭空言ニアラザレバ俗士隔靴ノ論、其県新聞、諸県報知ナド題スルモノハ孝子婦ノ賞典ニアラザレバ窃盜、淫奔、天災地妖、其輦下ノ事ヲ記スル約ニ、街衢ノ小説雑談、其他海外各国ノ事ニ至テモ亦絶テ其要ヲ見ズ。

投書は、書生の空言ではなく学識の足らぬ者が回りくどい論を載せ、世上の報知や海外記事にしても核心を突くものはない。甚だしきは「附衍意ヲ失シ、蛇足旨ヲ謬リ、或ハ天下億兆ヲ盜惑スルニ至ル、是レ国憲ノ容レザル所ニシテ」、我々の大いに杞憂するところである。

自今以往各新聞家少シク回首シテ一層ノ権力ヲ備へ活眼活事ヲ記し、事ニ由リ、物ニ由リテハ、上太政府モ之ガタメ進退軽重ヲナスニ至ラズンバ、余未ダ其可ヲ知ラズト。

新聞は、ことによつては政府の去就を左右する力を備えねばならぬという。

同じく『公文通誌』八四号（六年一〇月二八日）の「無名書生」による投書は、匿名かつ事実を詳にせぬ投書・論説が多いと投書家に注意を呼びかけた同紙七六号（同一〇月一八日）の投書を批判している。

貴社新聞第七十六号ニ記載スル……磯部節君ノ論説ニハ、住所姓名明瞭判然タルベキノ弁論ナレドモ、僕以爲ク住所姓名判然ナラザルコソ不憚忌諱却テ高論盛大ニシテ、人能ク論説ヲ具陳スルヨリ国ニ鴻益アラシ……投書トハ是之ヲ謂ハンヤ……。

匿名であれば自由に論が立てられ、国益があるという。これに対し、引用部の後では『公文通誌』編集人の「史氏」が、この無名生の投書を批判する。たとえ名前を出して「忌諱ニ触レ身死」すとも、論が「公明正大」ならば憾むところはないではないか。「文明聖世言路洞開不諱ノ門ヲ開カル、」時にそうしないのは以てのほかであり、「身闕下ニ迫リ、心鼎鑊（カナエ）期」す、身を天子の御前に迫らせ、心を釜茹での刑に処する覚悟をもつてしなければ真の正義大論は吐けないのだという。史氏は、無名の書は掲載しないのが定法だが、しかし「二氏ノ論説偏廢」できないので載せ、かつ愚論を以て答えた、「請フ無名氏怒ル勿レ」と結んでいる。

また、『公文通誌』八六号（六年一〇月三〇日）には同紙編者の「西海漁夫」こと成島柳北が投書欄に寄稿しており、最近の投書を評した。

方今諸社ノ新聞誌ヲ閲スルニ、毎号逐冊投議類ノ載ラザル者ヲ見ズ。……其間或ハ空談ニ渉ルモノナキニ非ズト雖モ、……皆国家太政ノ一端ヲモ裨補シ、厚恩ノ万分ヲモ致サント欲スルノ微意丹衷ニ出デザルハ

ナシ。而シテ之ヲ三、四年ノ前ニ比量シ、以テ言ノ如何ヲ反覆推考スルニ、其迂豁切実ノ相距ル、何ゾ啻天淵ノミナランヤ。

諸紙に載る投書は空談を唱えるものも多いが、しかし皆国政に裨益せんとし、国家の厚恩に僅かでも報いようとしている。⁽⁶¹⁾三、四年前と比較すれば隔世の感ありという。成島は、新聞編集側の意見として投書欄を使つたのである。

以上のように投書による新聞論は、新聞が国家社会でいかなる役割を果たすべきかとの論陣を張つた。メディアを通して正議大論を国家社会に供給せんとする「公議」の指向が、新聞紙面に生じたのであった。

おわりに

幕末の慶応二年（一八六六）に福沢諭吉は、

○〔欧米の〕新聞紙の説は、その国に由りその人の意見に従て偏頗なきにしもあらざれども、元と官許を受け出版するものにて、その議論公平を趣旨とし、国の政事を是非し人物を褒貶すること妨なし。故に世人皆之を重んじ、大議論に由ては、一時人心を傾け、政府の評議も之が為め変革することあり……⁽⁶²⁾

との観察を『西洋事情』に記している。黎明期の明治日本において、こうした言論機能は新聞と政府・府県と

の緊密な連携のうえに形成された。各紙の間では、紙面構成や扱うべきテーマ、投書の選択といった編集手法があまり共有されたのである。

明治四年五月に東京で発刊した『新聞雑誌』は、横浜居留地を除く日本国内で一旦杜絶していた新聞の再生を図った。刊行を主導した木戸孝允は、読者の智識を開く啓蒙機能を備えながら、同時に紙面での政府批判を許すような新聞を目ざした。同誌は『横浜毎日新聞』『東京日日新聞』といった京浜の主要紙とともに三府七二県での買上対象となったが、本稿一で指摘したように、地方への新聞とその情報の輸出策は以後各地での地方新聞の創刊を振起したであろう。それはまた地方紙に紙面の編集法を教えるものであり、報道・論説さらに投書によって各府県の情勢を一樣に伝えるメディアの育成を促すことになった。本稿二では、そうした地方新聞の紙面で読者に新聞購読を促すべく、種々の方途によって新聞の売り込みが図られていったことを明らかにした。メディアがメディアを喧伝したのである。

このように強い広報的性質を帯びる紙面では、投書の掲載によって読者を呼び込むことに成功した。本稿三では投書の奨励と掲載を検討し、投書が紙面宣伝に用いられつつ、個人の意見の披露、新聞局や他の読者（投書）への質問・議論の機能を獲得したこと、また新聞局は匿名など掲載不可となる投書の扱いに苦慮し続けたことをみた。しかし他方で、明治四年七月の新聞紙条例とその改正である同六年一〇月の新聞紙発行条目で規定された匿名投書の掲載禁止は、厳格には適用されなかった。新聞で無名投書を引きながら匿名をめぐる議論が展開したことは同時期の紙面の柔軟さを表している。投書に、それまでの情報提供としての役割を超えた幅広い機能が生じたのである。

また本稿四でみたように、投書はその言論において「官」の営為を対象とすることがあった。著しい攻撃性

を持った投書の場合、不開化な官吏や公務を怠る区戸長を新聞紙面で仮借なく批難し、これに対して応酬する場面もみられた。しかし、新聞は官吏や区戸長の振る舞いは扱えても、やはり直接的に国政を論ずるものはなかった。このことは、四年新聞紙条例における「政法ヲ記シテ毫モ謗議ニ渉ルノ語ヲ禁ズ」、また六年新聞紙発行条目における「政事・法律等ヲ記載スルコトニ付妄ニ批評ヲ加フル事ヲ禁ズ」との条目に則した紙面編集の限界である。

しかし『滋賀新聞』九号（六年三月）の投書から明らかにしたように、新聞は一国の政治を論ずるという問題を常に抱え込んでいた。『公文通誌』に掲載された酒井覚醉の投書において新聞記事の「事ニ由リ、物ニ由リテハ、上太政府モ之ガタメ進退軽重ヲナスニ至」⁽⁶³⁾と述べられたように新聞紙上での意見とその闘いが政府を動かしてゆく関係の構築が模索された。そのような新聞論は官の行う政治を論じ、また論を闘わすことが文明国のメディアであると主張した。紙面で何らかの事柄を論じ合う「公議」と、それを読者に広める機能を持つことになった明治初期の新聞は、メディア自身のあり方を問い質すことになった。そうした新聞とその紙面における民選議院論争を経ての変移は、次の課題とする。

注

- (1) 「公議」は幕末から用いられており、世の多数意見と普遍的に妥当すべき正論という二つの意味合いを持ったが、政治参加を肯定し、専制を批判する言葉という意味では一貫していた（三谷博『維新史再考——公議・王政から権・脱身分化へ』NHKブックス、二〇一七、六頁）。

- (2) 三谷「日本における「公論」慣習の形成」（同編『東アジアの公論形成』東京大学出版会、二〇〇四）、四〇頁。

- (3) 同右、四八頁。
- (4) 拙論「初期新聞における「公議」と言論競争——慶応四年（一八六八）刊『中外新聞』・『内外新聞』を軸に」（『メディア史研究』二七、二〇一〇）・「官許・官准」新聞の成立と機能——明治二年（一八六九）刊『中外新聞』を軸に」（『書物・出版と社会変容』九、二〇一〇）。
- (5) 影山三郎『読者の言論——歴史と展望 増補版『新聞投書論』（現代ジャーナリズム出版会、一九七六、初刊一九六八）、中島善範『新聞投書論——草創期の新聞と読者』（晩聲社、一九九二）。
- (6) 山本武利『近代日本の新聞読者層』（法政大学出版局、一九八二）、三六五頁。
- (7) 土屋礼子『大衆紙の源流——明治期小新聞の研究』（世界思想社、二〇〇二）、一一三～一二九頁。
- (8) 民撰議院設立建白書に関して松沢裕作は、もとより幕末の政争が幕府の独断による条約調印への批判から始まったことが五箇条誓文の「万機公論に決すべし」という漠然とした合意として表れ、同建白はこれに明確な形を与えたと評する（松沢『自由民権運動——（デモクラシー）の夢と挫折』（岩波新書、二〇一六、四六～四八頁）。この建白が新聞に転載された背景として、牧原憲夫は様々な問題に対する意見が載った建白書が新聞に多く掲載されたこととともに、建白を受け付け、その処理を行った明治政府の議事機関である左院の動向に注目した（牧原『明治七年の大論争——建白書から見た近代国家と民衆』日本経済評論社、一九九〇、一六三頁）。
- (9) 池田勇太「明治初年の開化論と公論空間」（塩出浩之編『公論と交際の東アジア近代』東京大学出版会、二〇一六）。
- (10) 本稿の対象時期では、新しく聞いた事柄としての「新聞」とそれを記した出版物や個人の記録を「新聞紙」と呼び分けていたが、本稿では現在の慣用語にしたがい「新聞」の称に統一する。また、本稿で引用する新聞は『日本初期新聞全集』（ぺりかん社、一九八六～二〇〇〇）に拠る。引用に際して新字に改め、適宜句読点・中点を付した。なお、「」内は引用者による注記。

- (11) 佐々木隆『メディアと権力（日本の近代14）』（中央公論新社、一九九九）、四三頁。
- (12) 『新聞雑誌』については松尾正人が同誌の発刊経緯とともに、紙面に掲載された廃藩論に関する記事の集計・分析を行い、後述の「新封建論」や諸藩知事の上書を掲載して「廃藩」の潮流を形成し、政府内外に少なからぬ影響を与えたと評している（松尾「明治初年『新聞雑誌』の廃藩論」『中央史学』一九、一九九六・同『廃藩置県の研究』吉川弘文館、二〇〇一）。また内山京子は、啓蒙政策の象徴たる『新聞雑誌』を刊行し、さらに大久保政権期に新聞メディアという「輿論」を利用して同政権の政策を痛論し続けた木戸の声望は、新聞界である程度共有された認識であったと指摘する。大久保は、そうした「輿論の支持」をとりつけていた木戸との提携姿勢を崩していない（内山「木戸孝允と明治初期の新聞界」『日本歴史』七二七、二〇〇八）。
- (13) 稲田雅洋『自由民権の文化史——新しい政治文化の誕生』（筑摩書房、二〇〇〇）、八九頁。
- (14) 前掲佐々木『メディアと権力』、四三頁。
- (15) 『木戸孝允日記』一（日本史籍協会、一九三二（NDL）、明治三年七月一〇日条）。
- (16) 『品川弥二郎宛書翰』（三年二月八日）『木戸孝允文書』四（日本史籍協会、一九三〇）、一六一―一六三頁。
- (17) こう述べた品川あて木戸書翰に関して佐々木隆は「これは重要な指摘である。この後、日本政府は論說機能を持った政府機関紙を設けず、輿論誘導は表向き政府と無関係の形をとる新聞に助成金を供与し（場合によっては買上げによる助成）、これを代行させていくのである。木戸が提示した手法は長く政府の新聞対策のノウハウとなるものであった」と評価している（前掲佐々木『メディアと権力』、四二頁）。
- (18) ただし明治四年の間に、経済の中心地である京阪や港湾を背した商業地に民間紙が興った（西田長寿『明治時代の新聞と雑誌』増補版、至文堂、一九六六、三一頁）。「京都新聞」（四年八月創刊）、「大阪日報」（同一〇月二八日刊）、「新潟新聞」（同一一月刊）、「名古屋新聞」（同）、「開化新聞」（金沢、同二月刊）、「日注雑記」（広島、同月刊）がそれである。

- (19) 「榎村正直宛書翰」(四年六月一三日)前掲『木戸孝允文書』四、二四〇頁。なお、榎村に『新聞雜誌』が送られたかどうかは確認できないが、倉敷県知事の伊勢華に同紙を送った例がある(『伊勢華宛書翰』四年九月一二日、前掲『木戸孝允文書』四、二八四頁)。以上は前掲松尾「明治初年『新聞雜誌』の廢藩論」、一二四～一五頁参照。
- (20) 『木戸松菊略伝』(妻木忠太述・発行、一九二二)、二五一頁。
- (21) 『新聞雜誌』四〇(五年四月)・「横浜毎日新聞」五年四月八日付。小野秀雄『日本新聞發達史』(大阪毎日新聞社、一九二二)は「二府県へ三枚宛の買上げとして約二百二十枚である、今の発行部数より考ふれば左程の紙数でも無いが、当時の発行部数千枚以内より見れば結構なお得意であった、のみならず官尊民卑の当時では、是が新聞の声価を高からしめたことは非常なものであった」(五一頁)とする。
- (22) 前掲『木戸孝允日記』一、四年二月一六日条。
- (23) 『緒言』『新聞雜誌』一(四年五月)。
- (24) 「新封建論」の掲載と反応に関しては前掲松尾「明治初年『新聞雜誌』の廢藩論」、一二六～一三三頁参照。
- (25) この附録には更に、「福澤論吉旧県中津ニ在テ親族故友ニ諭示スルノ書」や広瀬県(現在の島根県)の管内に教育の法を設けるべく出された告諭などが掲載されている。
- (26) 『新聞雜誌』四〇附録(五年四月)。
- (27) 『新聞雜誌』五六附録(五年八月)・六〇附録(五年九月)。
- (28) 明治六年一月頃に『新聞雜誌』の部数が五千部あまりに減少したのは、『東京日日』や『郵便報知』、『日新真事誌』などの有力紙に圧されたためである。他紙への対抗策として鉛活字の採用や隔日発行に踏み切ったが挽回しなかった。主任の山県篤蔵らは元紙幣寮の役人青江莠を迎え、同八年(一八七五)一月より『あけぼの』と改題して日刊紙へ移行した(前掲西田『明治時代の新聞と雑誌』、二七頁および前掲同「解題」)。
- (29) 前掲松尾「明治初年『新聞雜誌』の廢藩論」、一三三頁。

- (30) なお、自由民権運動下で政治性を帯びる前の『横浜毎日新聞』は両替相場や欧米飛脚船出入日限など経済紙の色合いが強く、『新聞雑誌』や地方新聞とは刊行趣旨を自ずと異にした(前掲稲田『自由民権の文化史』、八二～三頁参照)。
- (31) 「緒言」『日要新聞』一(四年二月)。
- (32) 『新聞輯録』三(四年一月)。
- (33) この新聞紙条例は、明治六年一〇月一九日太政官布告第一二二号の「新聞紙発行条目」で改正された。
- (34) 前掲西田『明治時代の新聞と雑誌』、三八頁。
- (35) 同右。
- (36) 『法規分類大全』二二文書門(内閣記録局、一八八九―九二)、四〇五―六頁。
- (37) 『広島県報』『広島県史』近代現代資料編Ⅲ(広島県、一九七六)、二八頁。
- (38) 『広島新聞』九(五年七月)。
- (39) 例えば『名古屋新聞』二(四年二月)。
- (40) 同右。
- (41) 甲州の新聞解話会に関しては飯田文弥「山梨の新聞解話会と民権運動」(『信濃』二二―一、一九七〇)、磯部敦「明治期甲州新聞解話会」(『書物・出版と社会変容』二、二〇〇七)。新聞縦覧所については広庭基介「新聞縦覧所小論」一―二・補遺(『図書館界』二五―三・四、二六―二、一九七三―四)が最も包括的に論じている。
- (42) 『愛知週報』二四(六年七月六日)。
- (43) 新聞を読む集まりは「社」を結ぶことがあり、度会県(現在の三重県の一部)で発行された『度会新聞』四号(六年三月)は新聞回覧の結社(射陽書院)が生まれたと報告している。
- (44) 『都鄙新聞』一(五年正月)は新聞広告を載せたい者に対し、一〇行二三字の一丁分を投ずれば、その広告を載せ

て製本した号の三冊を進呈するという。

(45) 『京都新聞』一六(五年正月)、『日新記聞』五(五年七月) 参照。緒言に箱の絵を挿入する新聞もあった(『滋賀新聞』七、六年一月)。

(46) 謙松名義の投書は『大阪新聞』一三(五年七月二〇日)にも見える。

(47) 『大阪新聞』三八(五年九月二七日)。投書の採用そのものを宣伝にしたものであろう。

(48) この広告裏の丁でも、慣例ながら引用史料を簡略化した文によって投書募集をダメ押しのように行っている。

(49) 話題の連鎖と呼ぶべき様子は、「○新聞雑誌五〇号二、大阪駆黴院ノ設アリテヨリ弦妓(ゲイシヤ)共ソノ苦情ニ不堪多分西京エ上レリ。万客モ亦十二八九西京ニ遊ブ、彼地ノ繁昌前日ノ比ニアラズト或人語ルヨシヲ載ス。是大ニ謾談ナリ」(前掲『大阪新聞』一三)と、投書以外の記事にも見られる。この記事では、芸妓を鼻屑した「世ノ遊治郎、無根ノ浮説ヲ唱へ出シ人ヲ惑ハシ化ヲ妨グル事不少、遠地ノ風聞ヲ採択スルニモ取捨アルベキコトナリ」と、西京の事情を知らぬ『新聞雑誌』に(い)ささか対抗意識を滲ませてか)釘を刺している。

(50) 『大阪新聞』七〇(六年一月二日)。

(51) 『大阪新聞』一五九(六年一〇月二三日)。

(52) 『愛知週報』四四(六年一月三日)は、記事中の仮名の用法について『岐阜新聞』の誤りを忠告した「和学者陸田実持」が、同じく自紙の誤用も書き送ってきたので「敦厚ノ人アルヲ表スルナリ」としている。

(53) 『京都新聞』二九(五年六月)。

(54) 『金港雑報』二一(四年二月)。

(55) 『公文通誌』七五(六年一〇月一七日)。

(56) 新聞の法令伝達機能に關しては太田富康『近代地方行政体の記録と情報』(岩田書院、二〇一〇)第一章、及び岡田昭夫『明治期における法令伝達の研究』(成文堂、二〇一三)。

- (57) 同様の投書は前掲『日新記聞』二三号（六年三月一日）にもある。
- (58) このような新聞を通じた批難は、官員の妻にも及ぶことがあった。『愛知週報』七（六年三月九日）の記事末では、風俗をすっかり改めんとする議論は果たして正しいかどうか呼びかけている。
- 比来、婦人剃眉・湮齒ノ事、新聞紙中ニ論說多シ。西京中立子曰、人民ヲ開化ニ誘導スルノ任タル、官員以下区戸長等ノ細君或ハ粉黛ヲ粧ヒ不開化ノ極ナル者アリ。然ルヲ、其下タル陋婦等ヲシテ各自不開化ヲ知覺シテ此俗ヲ改メシメントス。ソレ何ノ時カ来ラン云々ト、確論カ非カ。
- また前掲『日新記聞』二三号は、『東京日日新聞』が載せた皇太后・皇后の黛とお齒黒の廃止を受け、「曩ニ剃眉・湮齒ノ論新聞紙等ニ紛々ト記載スト雖ドモ、人々殆ンド適從」しなかったが、宮中の率先によって婦人は速やかに遵奉するだろう、としている。別の新聞には「福沢（諭吉）氏先達テ廢疾嬢（カタワムスメ）ト云書ヲ著ハシ」、剃眉・お齒黒を嘲笑したとの「或人ノ説」がある（『京都新聞』六三、六年三月）。
- (59) 新聞は「善ク此民ヲ誘導シ、各ヲシテ其所ニ安ンゼシムル、固ヨリ是牧民タル者ノ職ニシテ其任甚重シ……斯旨ヲ体シ努力セヨ」という「○諸県令參事工勅書写」を載せた（『愛知週報』一九、六年六月一日）。
- (60) 『公文通誌』八〇（六年一〇月二三日）。
- (61) メディアでの議論に参加した明治の読者は、国家に役立たんとする「国民」として主体化することになった。この点に関しては牧原憲夫『客分と国民のあいだ——近代民衆の政治意識』（吉川弘文館、一九九八）、山田俊治『大衆新聞がつくる明治の「日本」』（NHKブックス、二〇〇二）、平田由美『議論する公衆』の登場——大衆的公共圏としての小新聞メディア』（小森陽一ほか編『近代知の成立 一八七〇—一九一〇年代（I）』（岩波講座 近代日本の文化史3）』岩波書店、二〇〇二）。
- (62) 『西洋事情』福沢諭吉著・ソシエⅡ西川編（慶應義塾大学出版会、二〇〇九）、三八—三九頁。
- (63) 前掲『公文通誌』八〇。